

第十九回 参議院内閣委員会會議録第三十四号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
高瀬莊太郎君
岡田 宗司君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
堀 眞琴君
三浦 義男君
國務大臣 木村篤太郎君

政府委員

保安政務次官 前田 正男君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 常任委員 藤田 友作君
会専門員

本日の會議に付した事件

○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)
○國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外八十二名発議)

○委員長(小酒井義男君) 只今より委員會を開会いたします。

防衛庁設置法案並びに自衛隊法案を議題といたします。右二法案につきまして、只今より提案理由の説明を受け

○山下義信君 この防衛二法案の政府の提案理由の説明につきましては、委員長御承知の通り理事會の申合せによりまして本日は保安庁長官から一応提案理由の説明を聞くわけですが、そして竹下委員からも御要望がありましてこれにつきましては一日かかってもいいから詳細に一つ説明を聞こうじやないかと、こういうことに申合せがなつておるのであります。それで大体どういうふうにお運び願うかと、いうことをあらかじめ一つ打合せを願いたいと思つてありますが、如何でございませうか。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) それでは速記を始めて下さい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今回提出いたしました防衛庁設置法案及び自衛隊法案につきまして、提案の理由並び

にその内容の概略を御説明いたします。

御承知のごとく、保安庁は、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊を統合して創設したものでありまして、我が国の平和と秩序を維持し、人命財産を保護するため特別の必要ある場合において行動することゝを任務としたものであります。保安庁は、創設以来一年有七カ月、保安庁法の規定するところに従つて、その任務を遂行するため諸般の整備を図り、必要な訓練を行なつて今日に至つております。

然るところ今般、政府におきましては、現在の國際及び国内の諸情勢に鑑み、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、この際更に自衛力を増強することを適當と認めるに至りました。よつて今回、保安隊及び警備隊を陸上自衛隊、海上自衛隊に改め、自衛官等の定員を増加すると共に、新たに航空自衛隊を設けることとしたし、且つその任務として、外部からの侵略に対する我が國の防衛を明確に、規定する等の目的をもつて保安庁法を改正して防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第であります。

次に両法案の内容の概略について申述べます。

し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とするものであります。

防衛庁の長は、従前の通り國務大臣をもつて充てるものでありますが、今回内部部局に新たに教育局を加え、と共に、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官の制度を設けることとしたし、他面従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限は、これを設けないこととしたしました。次に幕僚監部につきましては、航空自衛隊の新設に伴い、従前の第一幕僚監部、第二幕僚監部に相当する陸上幕僚監部、海上幕僚監部のほか、航空自衛隊についての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けることとしたしました。又自衛隊の増強に伴い、陸上、海上、航空の各自衛隊を統合した見地からの防衛計画、後方補給計画、訓練計画の方針の作成及び調整や、出動時における指揮命令の統合調整等に関し、長官を補佐することを任務とする統合幕僚會議を新設して、自衛隊の総合的、且つ、有効な運営を図ることを期することとしたしました。なお、このほか陸上、海上、航空各自衛隊の所要物件並びに役務の調達に可及的一元化と能率化を図り、建設工事等についてもこれを統一的且つ経済的に処理せしめるため、新たに防衛庁の附属機関として調達実施本部及び建設本部を設けることとしたしました。

次に、國防會議について申し上げます。

國防會議は、國防に関する重要事項を審議する機關として内閣に置かれるものであります。

防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に関して内閣總理大臣の諮問に依り、國防に關する重要事項につき、必要に応じ、内閣總理大臣に対して意見を述べ、これを任務とするものであります。

國防會議の構成、運営等は、別に法律で定めることとしております。

といいたしました。この防衛出動時における自衛隊の武力行使は、国際の法規、慣例を遵守し、且つ事態に応じ合理的に必要な限度にとどまるべきものとし、又この場合には、原則として都道府県知事を通じて、一定地域において施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を行うことができることとしております。

このような事態に処して、自衛隊の防衛にあたる実力を急速且つ計画的に確保することを目的として、この法案におきまして、新たに志願による予備自衛官制度を規定いたしました。予備自衛官は、防衛出動時に、内閣総理大臣の承認を得て発せられる長官の防衛招集命令に応じた場合には自衛官として勤務し、その他の場合においては、所定の期間、訓練招集に応じ、訓練を受ける以外には勤務することのない隊員であります。その採用は自衛官等の退職者中よりの志願により、三年を期間として任用することとし、三年をの手段等について規定してあるのであります。

前述の防衛出動のほか、公共の秩序維持のため、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力を以ては治安を維持することができないと認められる場合における内閣総理大臣の命令による出動、治安維持上重大な事態につき都道府県知事の要請があつた場合における出動、海上における警備行動、災害時における救援のための行動等、すべて現行保安庁法に認めていると同様の規定を設けておりますが、更に外国の航空機が不法に我が領空に侵入した場合における必要な措置について規定いたしました。

この法律案中に規定するその他の事項は、前にも述べたごとくおおむね保安庁法と同様であります。自衛隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大纲等を規定し、隊員の服務についてのよりべき明確な規定を設け、罰則を整備し、関係法律の適用について一層の整理を行う等必要な整備を行なつております。なお、この法律の施行に伴い、現在の海上公安局法は、これを廃止することといたしました。以上今回提出いたしました法律案の提案の理由及び内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御加決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に補足説明を保安庁官房人事局長加藤陽三君からお願いいたします。

○政府委員(加藤陽三君) 防衛庁設置法案及び自衛隊法案につきまして順序を追ひまして法案の内容を御説明申し上げます。

先ず防衛庁設置法案について御説明をいたします。防衛庁設置法案は、保安庁法の全部を改正するものであります。附則十六項からなつており、第一章は総則でございまして、一条だけでございまして、この総則といたしましては、この法律の目的を規定したのであります。この法律は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定めることを目的とする。この法律全体の目的について規定を設けたのでございまして、これは現在の保安庁法の第一条に相当するものであります。

第二章は防衛庁に関する規定でございまして、この防衛庁に関する規定は、七節四十カ条になつております。この七節のうち第一節は通則でございまして、これは第二章から第九条までであります。先ず第二章におきまして、防衛庁は国家行政組織法第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として置かれるものであることを明らかにいたしております。而して、その長官に關して、第三条に規定を設けておるのでございまして、長官は内閣総理大臣の指揮監督を受けまして、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つその服務についてこれを統轄する、並びにこの長官の持つております任命権の一部を部内の上級の職員に委任することができるといたしております。これが現在の保安庁法の第三条と同様でございまして、

第四条は防衛庁の任務について規定いたしましたものでございまして、即ち「防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊」この意味は自衛隊法に規定してあるものを使つたものでござい

ますが、「航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに關する事務を行うことを任務とする。この規定は現在の保安庁法の第四条に該当するものでございまして、

第五条は防衛庁の権限について規定を設けております。これは大体において各官庁の権限に關する規定の仕方にならつて規定を設けたものでございまして、現在保安庁法の第六条に規定をしておるところでございまして、ただ今

回は新たに防衛庁となりましたこと、及び直接侵略、間接侵略に対して我が国を防衛するといふふうな任務が加わりましたこと等によりまして、その権限の内容につきまして、事項につきましては追加改正を加えたものがござい

ますが、大体におきまして各官庁の例、及び従前の保安庁法の第六條の例におきまして細かに規定を設けておるのでございまして、

第六条は「自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機關の組織及び編成、自衛隊に關する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法の定めるところによる。」という自衛隊法を設けることにつきましての根拠規定を置いたのでございまして、

第七条は定員に關する規定でございまして、これも各省設置法等の例に従ひまして規定を設けておりますが、ここで申上げるとは、定員が十六万四千五百三十八人、こうなつております。これは現在の保安庁の職員定員に比較いたしますと四万一千三百八十八人の増加に相成るのでござい

ます。この増加のうちで自衛官の数を現在の保安官及び警備官の数と比較してみますと、三万一千七百九十二人の増加に相成るのでござい

ます。その他の職員増加が九千五百九十四人と相成つております。

第八条は「次長に關する規定でありまして、これも現在の保安庁法の次長に關して規定を設けておりますものと同様の規定でござい

ます。第九条は今回新設をいたしました規定でございまして、只今大臣の提案理由の御説明の中にもありましたこととく、新たに防衛庁の所掌事務に關する

基本的方針の策定について長官を補佐する機関として参事官の制度を設けたのでござい

ます。第二章第二節は「内部部局」に關する規定でございまして、これは第十條から第二十條まででござい

ます。第十條は「防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。」ことを規定してあります。現在御承知の通り保安庁法におきましては、長官官房のほかには、保安局、人事局、経理局、裝備局とござい

ますので、現在の保安庁法の内部部局の組織に比較いたしますと、今回は教育局が追加新設をせられたといふことになつております。

ことにいたしております。現在の保安庁法におきましては官房長と局長は官名といたしておるのでありますが、今回は参事官をもつて官房長、局長に当てる、こういうふうなことにいたしまして、官房長、局長の所掌事務は現在と同様でございます。

第十八条は内部部局のその他の職員の規定でございます。この点につきましても現在の保安庁法の規定と同様でございますが、只今の長官の提案理由の御説明にもありましたが、現在の保安庁法の第十六条の第六項におきましては課長以上の幹部職員について「三等保安士以上の保安官又は三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用するものとする」という規定があるのですが、今回はこの規定を設けなかつたのでございます。この点が本節につきましては重要な改正部分になっております。

第十九条の「内部部局における自衛官の勤務」、これは保安庁法の第十七条の規定と同様でございます。政府の職員が内部部局に勤務する場合にいたしまして規定いたしましたのであります。職務上の関係におきましては勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を受けますが、政府職員でありますので、身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるというふうに規定いたしております。現在と相違ございません。

第二十条は「官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚会議との関係」でございます。これは現在の保安庁法の第十条に規定をされておるところでございます。ここに書いてありますように、官房長及び局長は、その所掌事務

に關しまして長官と幕僚長との關係において長官を補佐する。その仕方はどういふことかと申しますと、第一は「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行方陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対する指示」、それから第二に「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する事項に關して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行方承認」、第三に「統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行方指示又は承認」、第四に「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關し長官の行方一般の監督」に官房長及び局長が長官を補佐するというにいたしてあります。規定の仕方は若干異なつておりますが、趣旨におきましては現在の保安庁法の第十条によりまして規定を設けたものでございます。

第二章の第三節は「幕僚監部」に關する規定でございます。第二十一条から第二十四条までがこの規定であります。

第二十一条におきましては先ほども大臣の提案理由の御説明にありましたように、現在の第一幕僚監部に相当いたします陸上幕僚監部、第二幕僚監部に相当いたします海上幕僚監部、そのほか航空幕僚監部というものを置いてあります。

第二十一条の第二項、第三項、第四項に規定してありますことは、現在の保安庁法の第十八条に規定してあるのと同様であります。

第二十二条は「幕僚長」に關する規定でありまして、これは現在の保安庁法

の第十九条に相當する規定であります。す。陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。というのであります。陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。それから第三項に「幕僚長は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。現在の規定と同様な規定を設けた次第であります。

第二十三条はこの「幕僚監部の所掌事務」に關する規定でございます。これは現在の保安庁法の第二十条に相當したものであります。ただ内容にいたしまして防衛の任務が加わりましたことに伴ひまして所掌事務の事項につきましては一部必要な追加改正を加えてあります。ただこの二十三条におきまして新たなことは第二項を設けましたことでありまして、即ち第二項におきまして「長官は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一の幕僚監部に他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる。こういう規定を追加いたしましたのであります。これを事務運営上の便宜を考えまして追加いたしましたのであります。

第二十四条は「幕僚監部の職員」に關する規定でございます。これも現在の保安庁法の第二十一条に相當する規定でございます。保安官、警備官という従来の名前が新たに自衛官というふうに変りましたことに伴ひまして字句の變つた点がございますけれども、内容におきましては現在の規定と同様でございます。

第二章の第四節は新設をいたしました規定でございます。第二十五条から第二十八条まで「統合幕僚會議」について規定を設けたのでございます。第二十五条は「防衛庁に、統合幕僚會議を置く」ということを規定いたしましたのであります。

第二十六条は「統合幕僚會議の所掌事務」について規定を設けたものでございます。即ち統合幕僚會議は、第一「統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に關すること。第二に「統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に關すること。第三に「統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に關すること。第四に「出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に關すること。第五に「防衛に關する情報の収集及び調査に關すること。第六に「その他長官の命じた事項に關すること。」をその所掌事務としてこれらの事項について長官を補佐することにいたしてあります。即ちこれは先ほどの提案理由の説明にもありましたごとく、自衛隊の総合的且つ有効なる運営を図るというところにこの大きな狙いがあるものでございます。

第二十七条は「統合幕僚會議の構成」に關する規定でございます。即ちこの統合幕僚會議は議長並びに陸上、海上、航空の各幕僚長をもつて、即ちこの四人をもつて組織するのであります。議長は専任として、自衛官をもつて充てる。この議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものと規定いたしております。議長は統合幕僚會議の会務を総理する。その他統合幕僚會議の

議事の運営については長官が定めることと規定を設けてあります。第二十八条は「統合幕僚會議の事務局」に關する規定でございます。この統合幕僚會議に事務局を置き、その事務局に自衛官をもつて充てる事務局長を設けます。この事務局局長は議長の命を受けて幕僚會議の事務をつかさどる。その他事務局に事務局局長のほか自衛官、事務官、その他所要の職員を置く。事務局の内部組織については政令で定める。こういうことに規定いたしております。統合幕僚會議の職員は自衛官二十名のほか事務官その他所要の職員十三名でございます。

第五節が部隊及び機關に關する規定でございます。ここに二十九条三十条に二カ条根拠的な規定を設けておるのであります。即ち第二十九条におきましては「防衛庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長、又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機關を置く。この「部隊の組織及び編成並びに機關の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。」第三十条におきましてこの「部隊及び機關に、自衛官を置く外、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。」という根拠規定を防衛庁設置法に規定したにとどまりまして、この具体的な内容は、自衛隊法に持つて来るわけでございます。

第六節は附屬機關でございます。第三十一条から第三十八条までに必要な事項を規定いたしております。第三十一条では、どういふ附屬機關を置くかということを含めておるのであります。即ち防衛研究所、防衛大学校、技

術研究所、建設本部、調達実施本部の五つの附属機関を置くことになつております。このうちで防衛研究所は現在の保安研究所、防衛大学校は現在の保安大学校、技術研究所は現在の技術研究所でございます。大体この三つの機関を踏襲するものでございまして、新しく建設本部と調達実施本部というものを附属機関として置くことに定めたのであります。この理由は先ほども大臣の提案理由の御説明の中にもありましたが、陸上、海上、航空と三つの自衛隊がありまして、この所要物件並びに任務の調達の可及的の一元化の効率化を図る、又建設工事等につきましても、これを統一的に且つ経済的に行わせるというところにこの狙いがあるものでございまして。

第三十二条は防衛研究所の規定であります。これは現在の保安研究所と同様でございます。

第三十三条は防衛大学校、これも現在の保安大学校に関する規定と同様でございます。

第三十四条は、技術研究所に関する規定であります。これも現在の技術研究所と同様であります。ただ技術研究所は、この法律におきましては、東京都に置くこととなっておりますけれども、附則のほうにおきまして、過渡的に神奈川県におくことになつております。現在技術研究所は川崎市内に仮に設けておりますので、かような経過規定をそこに設けた次第であります。

第三十五条と第三十六条が新しい規定であります。第三十五条が建設本部に關して規定したものであります。即ち「建設本部は、自衛隊の施設

の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機関とする」とあります。建設本部は、東京都に置く。「建設本部の内部組織は、政令で定める」としております。現在保安庁の中におきまして建設業務につきましましては、第一幕僚監部の中に中央建設部というのがあります。これは主として、保安隊の建設をやるのであります。これは今後は陸上、海上、航空のほうの建設業務も一括してやらせたいというのが、第三十五条に建設本部に関する規定を設けてまして、第一幕僚長の所掌から外して、防衛庁の直接の附属機関とした、こういうところに狙いがあるものであります。

第三十六条は調達実施本部に関する規定であります。これは「調達実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び任務で長官の定めるものの調達を行なう機関とする。」「長官の定めるもの」と言います。これは、中央調達を意味するのでございまして、地方調達部を除いたものの調達を行なうという趣旨でございます。「調達本部は、東京都に置く。」「その内部組織は、政令で定める。」「この内部組織は、保安隊に関する第一幕僚監部、警備隊に関する第二幕僚監部に、それぞれ調達に関する所要の部分の部分を置いておきます。今新たにこの法律案が成立いたしますと、航空の調達も始まるわけでございますので、調達の可及的な効率化を図りたいという趣旨から、陸海空の三つの調達部を扱う機関として、防衛庁に直接の附属機関として、かような機関を設けたいというのが、この規定の趣旨の狙いでございます。

第三十七条はこれらの附属機関の地方機関に関する規定でございます。技術研究所、建設本部及び調達実施本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方機関を置くことができること、並びに、地方機関の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定めるところを規定したのでございまして。

第三十八条は附属機関の職員に関する規定でございます。これは大体現在の保安庁法の第二十三条の第三項、第四項に書いてある規定と同様でございます。現在も所有いたしておりますが、防衛大学校の学生の員数は、第七条第一項に規定する職員の定員外とするということにしておりまして。

第七節は職員に関する規定でございます。これも御説明いたしました部隊及び機関に関する規定と同様、根拠的な規定を防衛庁設置法のほうに設けたのでございまして、具体的な規定は自衛隊法のほうに譲っております。

第三十九条は自衛官の職務。第四十条は事務官、技官及び教官の職務を現在と同様に規定しております。

第四十一条は職員の身分取扱に關して、この法律に定めるものの外、防衛庁に置かれる職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、自衛隊法で定めるところを規定したのであります。

第三章は国防会議に関する規定でございます。これは新設のものでございまして。

第四十二条は「国防に關する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防会議を置く。」「国防会議につきまして

は、内閣総理大臣が次の事項については国防会議にはからなければならぬ」ということを規定いたしております。即ち第一は「国防の基本方針」、第二は「防衛計画の大綱」、第三は「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」、第四は「防衛出動の可否」、第五は「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に關する重要事項」。

第三項をいたしまして、かように国防会議は総理大臣から諮問を受けたこと、ほか、「国防に關する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができ」といたしております。

第四十三条は国防会議の構成等に関する規定であります。ここにございましては、「国防会議の構成その他国防會議に關し必要な事項は、別に法律で定める。」「別途の法律に譲つております。

以上が防衛庁設置法の本文に關する説明でございます。附則は第一項から第十六項までございまして。

第一項はこの法律の施行期日といたして、「公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」

第二項は「海上公安局法は、廃止する。」

第三項は現在の保安庁にありましてそれらの機関が独立性を持ちまして、防衛庁のそれらの機関になるということ。

第四項は先ほど申し上げました技術研究所は当分の間神奈川県に置くということ。

政法等の改正でございまして、これは法律案で御覧願います通り、保安庁を防衛庁に改めるという程度の改正でございまして、御説明を省略させていただきます。次に自衛隊法案についての内容の説明を申し上げます。

自衛隊法案は本文九章百二十二カ条附則二十六項からなつておるのであります。

その第一章は総則でございまして、第一条から第六条までに規定をいたしております。

第一条はこの法律の目的に關する規定でございまして、「この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。」という目的に關する規定を書いておきます。

第二条におきまして、この法律において自衛隊、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、及び隊員といつた場合の定義を規定いたしたのであります。即ち自衛隊と申した場合におきましては、「防衛庁長官及び防衛政務次官並びに防衛庁の次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び附属機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊」の全部を含んだものを自衛隊と称することにいたしております。次に陸上自衛隊と申した場合は、「陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むもの」とす。即ちこの陸上自衛隊と申した場合は、即ちこの陸上自衛隊と申した場合は、参事官、内部部局等はいらないのであります。海上自衛隊と申した場合には、海上幕僚監部並びに海

上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。航空自衛隊と申しました場合には「航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。それから隊員と申しました場合は、防衛庁設置法第七条第一項に規定する「職員」をこの法律では「隊員」ということにならしてゐるのであります。

第三条がこの法律の中心的な規定でございまして、先ほど大臣の御説明にもありましたが「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防禦することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」ということの規定いたしましたのでございまして。第三条の第二項は、「陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空において、それぞれ行動することを任務とする。」これは現在の保安隊及び警備隊におきまして保安庁法の第五条に規定してゐるのと同様のことでございまして。

それから第四条は自衛隊の旗に關する規定でございまして。内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛隊艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定め

る。第五条は表章に關する規定でござい

ますが、これは第五条、及び第六條の

礼式、共に現在の保安庁法第七十九條

に規定するものと同様でございまして。第五條におきましては「隊員又は防衛庁の附屬機關若しくは自衛隊の部隊若しくは機關で、功績があつたものに對しては長官又はその委任を受けた者が、特に顯著な功績があつたものに對しては内閣総理大臣が表彰する。」前項に定めるものの外、自衛隊の表章に關し必要な事項は、政令で定める。と

いうことにならしてございまして。第六條「自衛隊の礼式は、総理府令の定めるところによる。」というものは、現在の保安庁法の第七十九條と同様でございまして。

第二章が指揮監督に關する規定でございまして。第七條から第九條までの三

カ條の規定を設けてございまして。第七條が内閣総理大臣の指揮監督權の規定でありまして、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督權を有する。」ということにしておるのでございまして。防衛庁は先ほど御説明いたしました通り、総理府の外局でございまして、事務の分担管理大臣として、内閣総理大臣がその掌に當るのでございまして、この第七條の内閣総理大臣は事務の分担管理大臣としてでなしに、内閣を代表しての行政各部に關する統一指揮を持つ内閣総理大臣とつて規定したのであり

まして、その立場において「内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督權を有する。」ということに規定いたしておるのであります。これは新設の規定であります。

第八條は、現在の保安庁法の第三條に規定してあることと同様でござい

ます。この方面隊及び管区隊の所在地等につきましては別表においてこれを規定いたしております。この法律案の第七條、方面隊及び管区隊の名称、方面總監部及び管区總監部の名称及び所在地をきめてございまして。

第十一條は方面總監の職務を規定したのでありまして、現在の保安庁法施行令の第十五條と同様でございまして。第十二條は管区總監の規定でありまして、これも現在の保安庁法施行令の第十六條と同様であります。この十二

條で御説明申し上げることは、「管区隊の長は、管区總監とする」というのは、これはいいのでありますが、第二項以下において、「管区總監は、長官の指揮監督を受け、管区隊の職務を統括する。」「方面隊に屬する管区隊の管区總監にあつては、方面總監」というのがございまして。即ち、その規定の中には、方面隊に所屬しておるものがござい

ますので、方面隊に所屬する管区隊と所屬しない管区隊とあります。それで方面隊に所屬しておるものにありましては方面總監の指揮監督を受けることとなるのであります。

第十三條が方面隊及び管区隊の名称等でありまして、この「方面隊及び管区隊の名称並びに方面總監部及び管区總監部の名称及び所在地は、別表第一の通のとおりとす。」、只今申上げました第二項におきまして、「特別の事由によつて方面隊及び管区隊並びに方面總監部及び管区總監部を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を変更する必要がある場合においては、国会の閉会中であるとき

に限り、政令で方面隊等を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を変更することができるとい

たし、この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるべきものとしておるのでござい

ます。第十四條は、現在の保安庁法施行令第十八條に該當するものでありまして、方面隊及び管区隊以外の長官直轄の部隊であります。この長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受けて当該部隊の職務を統括するといふふうにきめてございまして。

第二節が海上自衛隊の部隊の組織及び編成でございまして。第十五條がその編成をきめておるのでありまして、「海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊その他の長官直轄部隊とする。」自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、警戒隊群若しくは掃海隊群のうち二以上のもの又はこれらにその他の部隊を加へたものから成る。地方隊は、地方總監部及び護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊その他の部隊から成る。但し、地方總監部以外の部隊の一部を編成に加へないことができる。これは現在の保安庁法施行令第十九條に規定いたしておるところでござい

ます。第十六條が自衛艦隊司令、第十七條が地方總監、第十八條がその他の自衛艦隊、地方隊以外の部隊の長の職務に關する規定でございまして、これはいづれも現在の保安庁法施行令の第二十二條、第二十條等に規定しておるものでございまして、それと同様でござい

方隊としたしましては横須賀地方隊、舞鶴地方隊、大湊地方隊、佐世保地方隊のほか新たに呉地方隊を設けることにいたしてあります。各総監部の名称及び所在地はそれ／＼該当の欄に定めてございまして。第二項の規定は先ほど陸上自衛隊の方面総監部及び管区総監部について第十三条で御説明しましたと同様の規定でございまして。

第三節は、航空自衛隊の部隊の編成等に関する規定であります。これは新設でございまして。即ち第二十條におきまして「航空自衛隊の部隊は、航空教育隊その他の長官直轄部隊とする。」といたしております。「航空自衛隊の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の職務を統括する。」といたしてあります。第二十一條におきまして「航空教育隊の名称及び所在地は、政令で定める。」というようにいたしてあるのでございまして。

第四節は、以上申し上げました陸上、海上、航空の各部隊の編成につきましての特例及び委任規定をきめたものでございまして。第二十二條は、以上述べました陸上、海上、航空の本来の編成に対する部隊編成の特例であります。即ち「内閣総理大臣は、第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により自衛隊の出動」防衛出動或いはあとで出て参りますが、治安出動というふうな場合を規定しておるのでありますが、そのような出動を命じた場合には特別の部隊を編成できる、ということに第一項でしておるのであります。第二項のほうは、長官に

部隊編成の権限を与えてあるのであります。このほうは第八十二條の規定により海上における警備行動、第八十三條第二項の規定による災害派遣又は訓練その他の事由により必要があつた場合には、長官が特別の部隊を臨時に編成することができる、としておるのであります。これは現在の保安庁法施行令の第二十四條に規定しておるのと同様の規定でございまして。

第二十三條は委任規定でございまして、「本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に關する事項は、政令で定める。」というようにいたしてあります。

第四章は第二十四條から第三十條まで七カ条から成つておりまして、機關に關する事項を規定したのでございまして。これも現在は保安庁法施行令で規定しておりますものの重要な事項を法律に規定することにしたものでございまして。

第二十四條は機關として、「防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機關の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かな

いことができる。」としておるのであります。給処、病院、地方連絡部というものを置いてあります。このほか第二項におきまして、「自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機關を置くことができる。」というようにしてあるのであります。

第二十五條以下はこれらの機關につきましてもその職務及びその職員等

に關する重要な事項を規定したものでございまして。即ち第二十五條は學校に關する規定でありまして、學校においては、隊員に対しその職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、それぞれ各種部隊の運用等に關する調査研究を行う。「學校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。」第三項は「校長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。」こうきめておるのであります。

第二十六條は補給処に關する規定でございまして。「補給処においては、自衛隊の需品、火器、彈藥、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに關する調査研究を行う。」「補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。」

こと、「処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。」のであります。但し、「長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督をさせることができる。」旨を規定いたしました。

第二十七條は病院に關する規定であります。「病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に關する調査研究を行う。」ことにしてあります。第二

項は院長でありまして、院長は「自衛官又は技官をもつて充てる。」「第三項は院長の職務でございまして、これは補給処長についての職務と同様の規定を設けてあります。

第二十八條は以上のごとき本来の勤務に対する特別の事務について規定してあるのであります。「長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は

は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、長官は、これらの事務について方面総監、管区総監又は地方総監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。」ということにいたしました。

第二十九條は地方連絡部に關する規定であります。これは今回新しく設けんとするものでございまして。即ち「地方連絡部においては、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。」ものとしておるのであります。その長

であります。地方連絡部長は自衛官を以て充て、この地方連絡部長は長官の定めるところによりまして方面総監又は管区総監の指揮監督を受け、部務を掌理するということにいたしてあります。

第三十條は、以上の各条に対する委任規定でありまして、「本章に定めるものの外、機關の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。」ことにしておるのであります。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) それでは速記を起して下さい。

午後零時十一分休憩

午後一時五十六分開会

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より午前に引続いて委員会を開会いたします。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案についての補足説明を続行いたします。

○政府委員(加藤陽三君) 第五章の隊員のところから御説明を続けて参ります。

第五章は第三十一條から第七十五條まで五節四十五カ条からなつております。

第一節が通則でございまして、第三十一條は任命権者に關する規定でございまして。これは現在の保安庁法の第二十八條と全く同様の規定でござい

ます。第三十二條は自衛官の階級に關する規定でございまして、現在保安庁法の第三十條におきましては御承知と思いますが、保安官と警備官のおの／＼につきまして、保安監、保安監補、一等保安正、二等保安正、三等保安正、一等、二等、三等の保安士、一等、二等、三等の保安士補、保安長、一等保

査、二等保査、警備官のほうでもこれに準じた名前をつけておりますが、今回はこの法律案にございまして通例陸上自衛隊の自衛官、海上自衛隊の自衛官、航空自衛隊の自衛官の三つに分

けまして、陸上自衛隊について申しますと陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士、海上自衛隊、航空自衛隊につ

いてもこれに準じた名称を附することといたしてあります。

第三十三條は服制に關する規定でございまして、これは現在の保安庁法の第三十一條と同様の規定でござい

第三十四條は非常勤の隊員の特例に關する規定でございまして、国家公務

員法の附則の第十三項と同様の趣旨で規定せられておるのでございます。

第二節が任免に関する事項でございます。第三十五条から第四十一条まで七カ条でございます。

第三十五条は現在の保安庁法の三十二条と同様の規定でございます。隊員の採用は、試験によるものとします。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。といったしております。この具体的な手続は総理府令で定めることは現在と同様でございます。

第三十六条が現在の三十三条に対応する規定でございますが、若干の改正をいたしております。その一つは第一項にございまして、陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士は、二年を任用期間として任用されるものとします。但し、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基づき、三年を任用期間として任用されることができ。即ち現在は二年の任用期間の者だけしか認めておらないのでございますが、今日は本条の第一項但書を以ちまして三年の任用期間の者をも認めることにした点が大きな相違でございます。

第二項はこれは新設の規定でございますが、これはどういふ趣旨かと申し上げますと、志願に基づき陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。これは技術を担当する隊員で、将来陸曹等に採用いたしますものは二年乃至三年という期間で初めから雇用期間を限定しますことは適当でございませぬので、こういうふうなものは任期のないものとし

て採用するということにしているのでございます。

第三項、第四項は、これは第一項、第二項の規定を整備したものでございまして、即ち任用期間の起算日を定め、又降格された場合のその任用期間はどうなるかと申しますのは、第一項で明らかであります通り、陸士長以下の者が任用期間があるわけでございまして、これが上の級になりますと任用期間がないことになりまして、それが若し陸士長等に降格されますと、いつから二年乃至三年の期間が始まるかというものが第三項の規定であります。

第四項は、一応任用期間が満了した場合におきましては、これを再志願した場合、再び自分が陸士長等として勤務したいという志願した場合は又二年を期間として任用することができ。この起算日は引き続き任用された日からというものであります。

第五項は、任用期間のありますものが、任用期間が満了したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられてい

る場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができ。という規定でございます。これは現在保安庁法第三十三条第二項におきまして、六月以内の期間を限つての任用期間の延長のみを認めていたの

第三十七条、職員昇任に関する事項でありまして、これは現在の保安庁法の第三十四条と同様でございます。

第三十八条は、欠格条項に関する規定でございます。これも現在の保安庁法の第三十五条及び国家公務員法における一般職の公務員の欠格条項と同様の規定を設けております。

第三十九条は、人事に関する不正行為の禁止の規定でございます。これも国家公務員法の当該規定並びに保安庁法の第三十六条と同様に規定を設けております。

第四十条は、新らしい規定でございます。第四十一条は、退職の承認に関する規定でございます。長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職すること

を申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定め

第四十二條は、身分保障に関する規定でございます。隊員は、懲戒処分による場合及び左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。一が「勤務成績がよくない場合」二が「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪へない場合」、三が「前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合」四が「組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り、座職又は過員を生じた場合」、これは現在の保安庁法の第三十八条及びこれも国家公務員法の身分保障に関する当該規定とほぼ同様の趣旨で規定を設けられているものでござい

ます。

第四十三條は、休職に関する規定であります。一隊員は、左の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることとがない。一は「心身の故障のため長期の休養を要する場合」、その二は「刑事事件に関し起訴された場合」、これも現在の保安庁法の第三十九条及び国家公務員法における当該休職に関する規定と同様の趣旨で設けられております。

第四十四條は、休職の効果に関する規定でございます。これは第四十三條と同様に、現在の保安庁法の第四十条及び国家公務員法における当該規定と同様の趣旨で設けられているのでござい

るのであります。今回は第二項を新らしく追加いたしました。その第二項は先ほど第三十六條について御説明申し上げましたと同様の趣旨から出ているものでございまして、即ち「自衛官が停年に達したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。」ものとしたのでござい

ます。

第四十六條、懲戒処分に関する規定、これも現在の保安庁法の第四十二条と同様でございます。

第四十七條は、懲戒の効果に関する規定でございます。これも現在の保安庁法の第四十三條と同様でございます。但し、ただ違ひましたのは、四項において減給を一年以内の期間、俸給の五分の一以下としたしております。これは保安庁法におきましては三分の一以下となつておりましたが、その後国家公務員法の扱いが五分の一ということに改められましたので、それに応じて今回五分の一と改めて規定したわけでございます。

第四十八條は、防衛大学の学生の分限及び懲戒の特例に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の第四十四条に規定しております。この第四十八條は、審査の請求及び公正審査会に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の第四十六條と同

様であります。即ち「隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求すること、長官はその審査の請求を受けた場合には、公正審査会に付議いたしましたして、その公正審査会の判定がありした場合に、この判定に従つて必要な措置をとる。こういうようにいたしてゐるのであります。現在と變りありません。

第五十条は適用除外の規定でございます。これも現在の保安庁法の第四十七條及び一般職についての、国家公務員法の当該規定と同様な趣旨で規定せられております。

第五十一条の委任規定も、現在の保安庁法の四十五條と同様でございます。第四節は服務に関する規定でありまして、第五十二條から第六十五條まで十四カ条からなつております。

第五十二條は新設のものでございまして、新たに服務の本旨といたしまして、「隊員は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の自託にこたえることを期するものとする。」新らしく規定を設けたのでございます。

第五十三條は服務の宣誓に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の四十八條と同様でございます。

第五十四條は勤務態勢及び勤務時間等に関する規定でございます。これも現在の保安庁法の四十九條と同様でございます。

第五十五條、指定場所に居住する義務。これも現在の保安庁法の第五十條と同様の規定でございます。

第五十六條職務遂行の義務、これも現在の保安庁法第五十一條と同様の規定でございます。

第五十七條の上官の命令に服従する義務、第五十八條の品位を保つ義務、第五十九條秘密を守る義務、これもそれぞれ現在の保安庁法の五十二條、五十三條、及び五十四條と同様の規定でございます。

第六十條は職務に専念する義務、これも現在の保安庁法の五十五條と同様の規定でございます。一般職の職員につきましても国家公務員法の当該規定ともはずを合せて規定をせられております。

第六十一條の政治的行為の制限、これも現在の保安庁法の五十六條と同様の規定でございます。これも国家公務員法の百二條とはずを合せて規定せられております。

第六十二條の私企業からの隔離、第六十三條の他の職又は事業の関与制限、第六十四條の団体の結成等の禁止、これもすべて現在の保安庁法の五十七條、第五十八條及び五十九條の規定と同様でありまして、それら一般職についての国家公務員法とはずを合せて規定を設けておるのでございます。

第六十五條は委任規定でございます。これも現在の保安庁法の第六十條と同様でございます。

第五節の予備自衛官、これが新設の規定でございます。予備自衛官の制度を設けられましたことは、先大臣の提案理由の御説明の中にもあります通り、自衛隊の防衛にあたる実力を急速且つ計画的に確保するといふ趣旨から出ておるものであります。先ず第六十六條におきまして予備自衛官の性格について規定しております。即ち「予備自衛官は、第七十條第一項に規定する防衛招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務し、第七十一條第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に從事するものとする。このことは通常の場合においては予備自衛官は常時勤務するものではない、防衛招集命令がありした場合、訓練招集命令がありした場合において実際の勤務を行うといふ趣旨でございます。第二項は予備自衛官の員数を一万五千人にきめておるのでございます。これは防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の数外と定めております。

第六十七條は予備自衛官の採用に関する規定でございます。即ち予備自衛官の採用は、隊員の一般の採用に関する第三十五條の規定にかかわらず自衛官、但し旧保安隊の保安官及び旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官及び旧海上警備隊の海上警備官を含む、これらであつた者の、これらの経歴を持つております者の志願に基いて総理府令で定めるところによつて選考によつてこれを行うときめておるのでございます。そして長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に対して、総理府令で定めるところによつて相当の自衛官の階級を指定するといふふうにしておるのであります。

第六十八條は予備自衛官に採用されたものの任用期間及びその延長に関する規定でございます。予備自衛官の任用期間は採用の日から起算して三年といふこととしております。但し第二項におきまして、予備自衛官がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として再任することができるといふことになっております。又三項におきまして、予備自衛官が防衛招集命令を受け自衛官となつておる場合、その者が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過したことによつて退職すること、及び自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、一年以内の期間を限つて、その任用期間を延長することができると。前の陸士長以下の二年又は三年以下の任用の關係につきましまして任期の延長を認めましたと同趣旨におきまして第三項を規定してあるのであります。第四項は「予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつていた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算する」といふことになっております。

第六十九條は予備自衛官の昇進に関する規定でございます。即ち長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基き選考によりまして、予備自衛官を、その現に指定されていゝ自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる、その詳細なる事項は総理府令で定めるといふことになっております。

第七十條は防衛招集の場合の規定であります。即ち「長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発せられた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、防衛招集命令書によつて、防衛招集命令を発することができる。この防衛招集命令を受けた予備自衛官は第二項によりまして、「指定の日時に、指定の場所に出席して、防衛招集に応じなければならぬ。これは第三項によりまして、「辞令を発せられることなく、防衛招集に応じて出席した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の数外とする。これが第三項であります。第四項ではこの場合における任用期間でありまして、この任用期間は、「第三十六條の規定にかかわらず」と言ひますのは、前の陸士長等の規定でありまして、その任用規定ではなしに予備自衛官としての任用期間によるべきだといふことであります。このものにつきましましては、「第四十五條第一項の停年に関する規定は、適用しない。」ことといたしてあります。第五項は、第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由によりまして、指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合、又は防衛招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところによりまして、防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除する

定するといふふうにしておるのであります。

第六十八條は予備自衛官に採用されたものの任用期間及びその延長に関する規定でございます。予備自衛官の任用期間は採用の日から起算して三年といふこととしております。但し第二項におきまして、予備自衛官がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として再任することができるといふことになっております。又三項におきまして、予備自衛官が防衛招集命令を受け自衛官となつておる場合、その者が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過したことによつて退職すること、及び自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、一年以内の期間を限つて、その任用期間を延長することができると。前の陸士長以下の二年又は三年以下の任用の關係につきましまして任期の延長を認めましたと同趣旨におきまして第三項を規定してあるのであります。第四項は「予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつていた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算する」といふことになっております。

第六十九條は予備自衛官の昇進に関する規定でございます。即ち長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基き選考によりまして、予備自衛官を、その現に指定されていゝ自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる、その詳細なる事項は総理府令で定めるといふことになっております。

第七十條は防衛招集の場合の規定であります。即ち「長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発せられた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、防衛招集命令書によつて、防衛招集命令を発することができる。この防衛招集命令を受けた予備自衛官は第二項によりまして、「指定の日時に、指定の場所に出席して、防衛招集に応じなければならぬ。これは第三項によりまして、「辞令を発せられることなく、防衛招集に応じて出席した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の数外とする。これが第三項であります。第四項ではこの場合における任用期間でありまして、この任用期間は、「第三十六條の規定にかかわらず」と言ひますのは、前の陸士長等の規定でありまして、その任用規定ではなしに予備自衛官としての任用期間によるべきだといふことであります。このものにつきましましては、「第四十五條第一項の停年に関する規定は、適用しない。」ことといたしてあります。第五項は、第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由によりまして、指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合、又は防衛招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところによりまして、防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除する

定するといふふうにしておるのであります。

第六十八條は予備自衛官に採用されたものの任用期間及びその延長に関する規定でございます。予備自衛官の任用期間は採用の日から起算して三年といふこととしております。但し第二項におきまして、予備自衛官がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として再任することができるといふことになっております。又三項におきまして、予備自衛官が防衛招集命令を受け自衛官となつておる場合、その者が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過したことによつて退職すること、及び自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、一年以内の期間を限つて、その任用期間を延長することができると。前の陸士長以下の二年又は三年以下の任用の關係につきましまして任期の延長を認めましたと同趣旨におきまして第三項を規定してあるのであります。第四項は「予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつていた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算する」といふことになっております。

第六十九條は予備自衛官の昇進に関する規定でございます。即ち長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基き選考によりまして、予備自衛官を、その現に指定されていゝ自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる、その詳細なる事項は総理府令で定めるといふことになっております。

第七十條は防衛招集の場合の規定であります。即ち「長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発せられた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、防衛招集命令書によつて、防衛招集命令を発することができる。この防衛招集命令を受けた予備自衛官は第二項によりまして、「指定の日時に、指定の場所に出席して、防衛招集に応じなければならぬ。これは第三項によりまして、「辞令を発せられることなく、防衛招集に応じて出席した日をもつて、現に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の数外とする。これが第三項であります。第四項ではこの場合における任用期間でありまして、この任用期間は、「第三十六條の規定にかかわらず」と言ひますのは、前の陸士長等の規定でありまして、その任用規定ではなしに予備自衛官としての任用期間によるべきだといふことであります。このものにつきましましては、「第四十五條第一項の停年に関する規定は、適用しない。」ことといたしてあります。第五項は、第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由によりまして、指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合、又は防衛招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところによりまして、防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除する

ことができることにいたしてあります。第六項は、「長官は、防衛招集の必要がなくなつた場合には、すみやかに、防衛招集を解除しなければならぬ。旨を、又第七項は、防衛招集を解除された自衛官は、原則として、解除された自衛官は、本来の形である予備自衛官に帰するのであります。その予備自衛官としての階級の指定は、防衛招集の解除の日の当該自衛官の階級であるということが第七項であります。第八項は、第六十八条の第三項の規定というものは任用期間の延長の規定でありますから、その任用規定によつて任用期間が延長されておつた自衛官が防衛招集を解除された場合は、これは本来の任用期間を過ぎてゐる場合でありますので、この場合は「防衛招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとす」という趣旨でございます。

第七十一條は訓練招集に関する規定であります。即ち第一項におきまして「長官は、所要の訓練を行うため、年に二回以内、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができ、但しこの招集期間は三項におきまして、「一年を通じて二十日を超えないものとする」ということにいたしてあります。第二項と第四項は前に防衛招集について申し上げましたと同様の趣旨の規定でございます。第五項は訓練招集を受けた予備自衛官は、その招集されている期間中は総理府令で定めるところに居住して、訓練に従事するものとするという趣旨を明らかにしております。

第七十二條は委任規定でありまして、防衛招集及び訓練招集につきまして、第七十條及び第七十一條に規定するもののほか訓練招集命令書に記載すべき事項でありますとか、防衛招集命令及び訓練招集命令の手続その他の必要な事項を政令で定めることになつておるのであります。

第七十三條は不利益取扱の禁止であります。何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対しして、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならないこと並びに「すべての使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官にならうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をしてはならない。」ことを規定いたしてあります。但しこれは裏付けとなる強制的な規定はないのであります。

第七十四條は住所変更の届出であります。これは予備自衛官の本来の任務から考えまして、住所を変更したとき、或いは心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は不具發疾となつたときには、速かに長官に届出なければならぬことになつております。第二項及び第三項は、これらの事項に對しして必要な手続を同居の親族その他が明らかにしておくことを要求しておるのであります。

第七十五條は適用除外の規定であります。ここで「第四十一條」と申しますのは条件附採用の規定、「第三節」と申しますのは分限、懲戒、身分保障に関する規定、「第五十四條」は常時勤務態勢、「第六十條第二項及び第三項」、

これは兼職禁止の規定、「第六十一條から第六十三條まで」と申しますのは政治的行為の制限、私企業への関与制限、他の事業への関与制限等であり、これらの規定は予備自衛官については適用しない、本来その本務の仕事を持つておられてゐる、その職場で働いておる人の場合に、防衛招集に應じて自衛官となり又は年に二回以内訓練招集を受けまして勤務をするというのでありますので、一般の隊員とは異なり以上申し上げましたような規定を適用しないことになつております。但し、第六十一條第一項の規定は、第七十一條第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとす。第六十一條第一項と申しますのは「政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選舉權の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。」という規定であります。この規定だけは、第六十一條は全体として適用除外するのでありますけれども、訓練招集命令によつて招集されている予備自衛官については適用があるという趣旨を規定したのであります。

第二項は、「第四十一條」は先ほど申し上げました条件附採用の規定、「第六十條第二項及び第三項」は兼職禁止の規定、「第六十一條第二項及び第三項」は政治的行為の禁止の規定、「第六十二條及び第六十三條」即ち私企業への関与制限及び他の事業への関与制限、これらの規定は第七十條第三項の規定によつて自衛官となつてゐる者、即ち防衛招集命令を受けた予備自衛官が自衛官となつた者についてはこれを適用しないことにいたしてあるのであります。

第六章は自衛隊の行動に関する事項を規定してあるのであります。第七十六條は防衛出動に関する規定でございます。第六條は防衛出動に関する規定でございます。これは新しく設けました今回の法律案中の最も重要な規定の一つであらうと思ひます。第七十六條は、内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃の虞のある場合においても、この場合に際しまして、我が國を防衛するため必要があるとして認められた場合には、国会の承認、衆議院が解散されてゐるときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集会による参議院の承認を得まして、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、即ち防衛出動は、外部からの武力攻撃又はその虞のある場合に、我が國を防衛するために必要があるとして認められた場合に、国会の承認を得て内閣総理大臣が発令するのであります。但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができ、併しこの場合には第二項によりまして「前項但書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちにこれにつき国会の承認を求めなければならぬ」といふことになつております。そのうち第三項におきまして、「内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ」といふものと規定してあるのであります。

第七十七條も新設の規定でありまして、これは防衛出動の待機命令でありまして、「長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに對処するため必要があるとして認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に對し出動待機命令を発することができ、これを待機命令とす」といふのであります。

次は治安出動に関する規定であります。第七十八條は治安出動の一つの場合である命令による治安出動を規定したものであります。これは現在の保安庁法の第六十一條に相當する規定であります。御承知のごとく現在の保安庁法には防衛出動というやうな概念はないのであります。命令出動といふものがあります。その命令出動といふものが、保安庁法第六十一條は「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のために必要であると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす」といふのであります。この第七十八條を讀み上げますと、第六十一條に相當する規定でございます。内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす。第二項において、「内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においては、すみやかに、その承認を求めなければならぬ」といふのであります。

第七十九條は治安出動の一つの場合である命令による治安出動を規定したものであります。これは現在の保安庁法の第六十一條に相當する規定であります。御承知のごとく現在の保安庁法には防衛出動というやうな概念はないのであります。命令出動といふものがあります。その命令出動といふものが、保安庁法第六十一條は「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のために必要であると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす」といふのであります。この第七十九條を讀み上げますと、第六十一條に相當する規定でございます。内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす。第二項において、「内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においては、すみやかに、その承認を求めなければならぬ」といふのであります。

第七十九條は治安出動の一つの場合である命令による治安出動を規定したものであります。これは現在の保安庁法の第六十一條に相當する規定であります。御承知のごとく現在の保安庁法には防衛出動というやうな概念はないのであります。命令出動といふものがあります。その命令出動といふものが、保安庁法第六十一條は「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のために必要であると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす」といふのであります。この第七十九條を讀み上げますと、第六十一條に相當する規定でございます。内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす。第二項において、「内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においては、すみやかに、その承認を求めなければならぬ」といふのであります。

第七十九條は治安出動の一つの場合である命令による治安出動を規定したものであります。これは現在の保安庁法の第六十一條に相當する規定であります。御承知のごとく現在の保安庁法には防衛出動というやうな概念はないのであります。命令出動といふものがあります。その命令出動といふものが、保安庁法第六十一條は「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のために必要であると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす」といふのであります。この第七十九條を讀み上げますと、第六十一條に相當する規定でございます。内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、これを待機命令とす。第二項において、「内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においては、すみやかに、その承認を求めなければならぬ」といふのであります。

い。こと並びに「内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ。」こと、すべて現在の保安庁法の第六十一条と同様でございませう。

次に第七十九条、治安出動待機命令に関する規定でありまして、これは防衛出動の待機命令と同様な趣旨で規定してあるものでありまして、現在保安庁法の第六十三条としてあるものであります。ただ今回はこれに第二項を加えまして、治安出動の待機命令を発する場合におきましては、「長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。」と特に規定を設けたのであります。

第八十条は、海上保安庁の統制に関する規定であります。これは現在の保安庁法の第六十二条に相当する規定であります。即ち「内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。」こととしておるのであります。この場合において、第二項は、内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させること並びに「内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならぬ。」旨を第三項に規定しております。

第八十一条は、治安出動の場合の第二の場合、即ち要請による治安出動の規定であります。第八十一条は現在の

保安庁法の第六十四条に相当するものであります。即ち「都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。」こととしております。「内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態がやむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。」旨並びに「都道府県知事は、事態が収まり、部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならぬ。」こと並びに「内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに部隊等の撤収を命じなければならぬ。」こと並びに「都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならぬ。」と、すべて現在の保安庁法第六十四条と同様でございませう。

第八十二条は海上における警備行動に関する規定であります。これは現在の保安庁法の第六十五条としてこれに相当する規定がございませう。海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得まして、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる規定であります。

第八十三条は、災害派遣に関する規定であります。これも現在の保安庁法の第六十六条とはほぼ同様の規定であり

まするが、若干の改正をいたしました。その一つは、現在の保安庁法によりま

するが、若干の改正をいたしました。その一つは、現在の保安庁法によりま

するが、若干の改正をいたしました。その一つは、現在の保安庁法によりま

するが、若干の改正をいたしました。その一つは、現在の保安庁法によりま

するが、若干の改正をいたしました。その一つは、現在の保安庁法によりま

連絡に關しまして規定したものでございまして、内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しましては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとしたのであります。

第八十六条は、関係機関との連絡及び協力に関する規定でありまして、これは現在の保安庁法の六十七条と同様の規定でございませう。今回はただ新たに連絡及び協力する機関として消防機関を加えたこと等が若干の修正になつております。

第七章は、自衛隊の権限に関する規定であります。第八十七条は現在の保安庁法の第六十八条に相当する規定であります。即ち「自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができ、旨を規定いたしましたものであります。」

第八十八条は、これは新設の規定であります。防衛出動時の武力行使に關して規定しております。即ち「第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが國を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」と、前項の武力の行使に際しては、國際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、且つ、事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。」という規定を設けたのでございませう。

第九十条も同様であります。即ち治安出動に際しましては、警察官職務執行法の規定を準用して職務の執行を行うほか、第九十条におきまして警察官には認められておらない特別の権限を認めているのであります。第九十条は、現在の保安庁法の第七十条と同様の規定でございませう。

第九十一条も治安出動時の権限でありまして、これも現在の保安庁法の第七十一条と同様でございませう。

第九十二条が新設の規定であります。これは防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限でありまして、第九十二条におきましては「第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八條の規定により武力を行使する、第八十八條の規定と申しますのは、先ほど申しました「わが國を防衛するため、必要な武力を行使する」という規定であります。この規定によりまして「武力を行使する外、必要に應じ、公共の秩序を維持するため行動することができ、この場合の権限につきましては第二項におきまして、警察官職務執行法の規定及び第九十條第一項の治安出動時の権限としてきめております第九十條の規定によることとしておるのであります。」

それから第九十三条は海上における警備行動時の権限でありまして、これは現在の保安庁法の第七十四条と同様の規定でございませう。

第九十四条は、災害派遣時の権限であります。

第九十四条の第一項は今回新たに設けたものでございませう。警察官職務執行法第四條、これは避難等の措置に関する規定、並びに第六條第一項、第三

第九十四条の第一項は今回新たに設けたものでございませう。警察官職務執行法第四條、これは避難等の措置に関する規定、並びに第六條第一項、第三

第九十四条の第一項は今回新たに設けたものでございませう。警察官職務執行法第四條、これは避難等の措置に関する規定、並びに第六條第一項、第三

項及び第四項の規定、これは人命、財産の保護等の場合には一定の場所に立入ることができるという規定であり、この規定は、警察官がその場にいない場合に限りまして、第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用することとしておるのであります。

第九十四条の第二項は現在の保安庁法の第七十五条と同様の規定でございます。

第九十五条は、武器等の防護のための武器の使用、これは現在の保安庁法の第七十六条に相当する規定でございますが、若干改正を加えております。現在の第七十六条によりまして、「保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を職務上警護するに当り、人又は武器庫、弾薬庫若しくは火薬庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ、」と云つております。今回は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当りまして、防護上必要であると認める相当の理由がある場合には、その限度で武器を使用することができ、というふうに改正しておるのであります。

第九十六條は、部内の秩序維持に専従する者の権限でありまして、現在の保安庁法の第七十七条と同様の規定でございますが、ただ第七十七条と違ひますところは、第一項におきまして「自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪に

ついては、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。」「政令で定めるものを除いて司法警察職員としての職務を行う」ということとした点でございます。これは同法の各号に掲げてあるものについて職務を行うことになつておられますが、その中には部内の秩序維持という観点から必ずしも取扱わなくてもいいような事件もある、そのようなものは成るべくこの自衛官の秩序維持に専従する者の権限を外しまして、一般警察の手によつてこれを行わせるようにしたいという趣旨でございます。

第八章は雑則でございます。

第九十七條は、現在の保安庁法の第七十八條と同様の規定でありまして、募集事務の一部を都道府県知事及び市長村長に委任をする規定であります。及び警察機関に事務の委任をする規定であります。

第九十八條は、新設の規定であります。学資金の貸与といたしまして、学校教育法に規定する大学に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができ、ことにいたしまして防衛庁の職員として必要なるものを確保しようという趣旨に出るものであります。この第二項以下の事項につきましては育英会の関係の法令を参考として必要な規定を設けておる次第でございます。

第九十九條は機雷等の除去に関する規定でございますが、これは現在の保安庁法第八十條と同様でございます。

第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があるものと認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に對しまして、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三條第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに關し必要な措置をとることを求めることができる、又二項におきまして郵政大臣はこの求めがあつたときにはその要求にそつとに適當な措置をとることを規定いたしましたのであります。

第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があるものと認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に對しまして、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三條第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに關し必要な措置をとることを求めることができる、又二項におきまして郵政大臣はこの求めがあつたときにはその要求にそつとに適當な措置をとることを規定いたしましたのであります。

資の保管を命じ、又は物資を収用することができ。但し、事態に照らし緊急を要するものと認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができるというにしており、第二項のほうは同じく防衛出動の場合でありまして、第一項の場合以外の場合即ち当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域における収用等の規定であります。この場合におきましては都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基きまして、自衛隊の任務遂行上特に必要であると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、前項の規定の例によりまして、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を發しますが、そのほかにこの地域におきましては当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができ、第三項、第四項、第五項はこれ以上第一項、第二項の具体的な規定を動かす上のために必要な規定でありまして、この場合の手続をどうするか、或いはこの場合における補償をどうするかというふうなことに基きまして災害救助法の当該それらの当該規定を運用すること、或いは政令を以て必要な手続規定を定めることを規定したわけでございます。

第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があるものと認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に對しまして、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三條第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに關し必要な措置をとることを求めることができる、又二項におきまして郵政大臣はこの求めがあつたときにはその要求にそつとに適當な措置をとることを規定いたしましたのであります。

第七十七條は航空法の適用除外に關する規定でありまして、現在の保安庁法の第八十五條に相當する規定でございます。ただここにおきましては第四項を新設いたしております。第四項は

航空法の運用に関する規定で、六十条以降運用に関する規定のうちで自衛隊の出動を命ぜられた場合におきまして適用することが困難であると思われる条項につきまして、政令で定めるところによりましてこれを適用しないということにいたしましたのであります。

第五項、第六項は現在と同様でございます。

百八条は労働組合法等の適用除外に関する規定でございます。これは現在の保安庁法八十六条と同様でございます。

百九条は船舶法等の適用除外に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の八十七条に該当する規定でございますが、今回は新たに船舶法、それから船舶積荷測量法等これを追加して適用しないことにいたしてあります。

第二項はそのために新しく追加いたしました規定でございます。

百十条は船舶職員法の適用除外に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の八十八条と同様でございます。

百十一條は海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等を定めたものであります。現在の保安庁法の八十八条の二と同様な規定でございます。

百十二條は電波法の適用除外に関する規定でございます。現在の保安庁法の八十九條に電波法の適用除外に関する規定がございますが、今回は適用除外の範囲を若干拡げております。それは航空自衛隊の新設に伴いまして、レーダーの關係の固定設備につきましても電波法の適用を除外するというふうにいたしましたのが、百十三條につきま

して現在の保安庁法の八十九條と異つておるところでございます。

百十三條、百十四條は新設でございます。道路運送法及び道路運送車両法の適用除外規定でございます。特車その他の自衛隊で持つことになりまして車両の中には、一般の道路運送を對象として定められております道路運送法とか、道路運送車両法とかの規定を適用することが適当でないものがございますので、今回これを明瞭にせんとしたものであります。

百十五條は銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外に関する規定でございます。これは現在の保安庁法の第九十條と同様でございます。

百十六條は、麻薬取締法の特例に関する規定であります。これは今回新設のものでございます。麻薬取締法によりますると、これらのものは診療所等、固定の設備でなければ持てないことになつておりますのを、必要の場合、応急救助にあたる部隊等がこれを使用する場合などを考え、それ以外の場合でも、政令で定めるところに従つてこれを所持できることとしたし、尤もこの使用等に関しては麻薬取締法の適用を受けるものとするということにしようとするものであります。

百十七條は委任規定でございます。第九章の罰則に入ります。第九章の罰則は、百十八條から百二十二條まででございますが、これは大体におきまして現在の保安庁法の第九十一條から九十三條までを元として作られておるものであります。

百十八條は現在の保安庁法の九十一條に相当する規定でございます。

百十九條は現在の保安庁法の第九十二條に相当する規定でございます。ただ百十九條におきましては第四号を追加いたしました。これは予備自衛官という制度を設けましたことに伴ひまして、この予備自衛官で、防衛招集命令を受けました者が正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないものにつきましては、三年以下の懲役又は禁錮に処することをきめたものであります。その他の点におきましては大体において現在の保安庁法の第九十二條に該当いたすものであります。

百二十條は現在の保安庁法の第九十三條に該当するものであります。第百二十條の第一項の各号に掲げるところは、現在の保安庁法の九十三條の各号に掲げるところと同様でございます。

百二十一條は新設でございます。「自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」こととしたし、自衛隊の物資の防衛のために有効にこれを確保し、利用せんとすることを定めたものでございます。

百二十二條も新設でございます。これは防衛出動という觀念が新らしく加えられたことに伴ひます新設であります。即ち、第百二十二條は、「第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。」こととしたしております。第一号から第四号まで掲げておりますことは、第百二十條その他今まで保安庁法に規定しておりますと同じような

ことを各号に掲げておるのであります。が、第五号として新らしく「警戒勤務中、正当な理由がなく勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいて職務を怠つた者」に対する罰則を規定することとしたのであります。

次に附則について御説明申し上げます。附則に関する部分は三つに分けて御説明できると思つてあります。

その第一は経過的な措置に関する規定であります。第一項から第十二項までがこれに相当するものであります。

第一項は施行の日をきめたもの、第二項、第三項、第四項は、現在保安庁の職員になつております者が防衛庁の職員となるについての必要な経過規定をきめたものであります。今回は特別に第二項におきまして、現在の保安庁の職員はこの法律の施行前においても服務の宣誓をすることができるとをきめました。そうしてこの服務の宣誓をした者が防衛庁設置法の施行の日におきまして防衛庁の職員となる。第四項はその場合における階級等は、相当する階級だということをきめたのであります。

第五項は従前のこれらの者に対してなされておつた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなすという趣旨であります。

第六項は現在保安隊に入つております者の二年の任用期間の計算であります。計算はその者が現在二年の期間を以て採用された日から始まるのだというのをきめたものが第六項、第七項は、この法律の施行の日以前におい

て、従前の規定によりまして、その意に反して免職され、又は懲戒処分によつて免職された者が、すでに従前の規定によつて保安庁長官に審査の請求をしてゐる場合を除き、政令の定めるところによつて、長官に対して審査の請求ができる。それからこの法律のその場合における審査の手続及び審査の結果の判決、及びその判決に従ふべきこと等はこれを準用するということをきめたのが第七項であります。第八項は、現在保安庁の公正審査会に係属しておるものが、防衛庁の公正審査会に係属するということ。第九項は、保安庁法の第七十七條の第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する保安官又は警備官が行なつてゐる刑事訴訟法の規定による手続は、この法律の相当規定に基いて、これらの自衛官がした手続とみなす。第十項は同様の規定。

第十一項は警察法との關係の規定。第十二項は罰則の適用について従前の例によるということの規定したのであります。

以上が主として経過的措置に関する規定であります。第二の問題は十三項以下に規定してあります給与の關係であります。

第十三項におきまして保安庁職員給与法を改正いたしております。この給与法の改正は、一つは庁名とか官名等の変更いたしましたことに基きまして必要な字句の改正をいたしております。そのほか新たに統合幕僚會議の議長というものが規定されましたので、その議長の俸給をきめたのが第二の点であります。それから航空自衛隊ができましたことに従ひまして、航空手当という

ものを新設したのがその次の規定。又予備自衛官につきまして月額千円の手当を支給する、及び訓練招集中の訓練招集中における予備自衛官の負傷の場合の給与上の措置についても必要な規定を設けました。又先ほど御説明いたしました通り、新たに三年の任用期間の隊員ができましたので、三年の任用期間の者の満期退職の場合の特別の退職手当をきめました。又出勤を命ぜられておる隊員に對しましては、出勤手当の支給等ができるということにきめたものが主なる内容でございます。

それから附則の第三の事項はこの法律に伴う関係法律の改正でございます。第二十一項以下におきまして規定いたしました。恩給法とか、国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律、地方税法等について、保安庁が防衛庁となりました片名のこと、及び官名の變りましたこと等によりまして必要な字句の改正を加えておるものでございます。

以上をもちまして一応法案の内容の説明を終ります。

○岡田宗司君 大変長い御説明で私も大いに勞を多とするものであります。が、この法案を審議するについて、先ほど話したように相当な材料を出して頂くかといふかと思ひます。で、私どものほうとしても資料をいろいろ要求したいと思ひます。で、いろいろ資料といふことを申し上げかねるのですが、それを出して頂くについての便宜として、今までの衆議院のほうの審議の際にいろいろ資料が出され

ておつたかといふことをちよつとおわかりでしたならばここで言つて頂きたいのです。そうしましたらそれに落ちておるものを私どものほうとして出して頂きたい、こう要求するつもりでおりますので、どうも資料が出ておるからちよつと一言つて頂きたいと思ひます。今こゝへ衆議院で提出したのと同じものを出して頂きますか。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

て下さい。

○政府委員(加藤陽三君) 衆議院の内閣委員会に法案がかりましてから出しました資料は、防衛庁設置法及び自衛隊法の法案要綱、それからお手元に差上げてあります逐条對照表説明、そのほか二十九年度予算による整備、施設、船舶、航空機等の整備計画、今は三月九日だそうでありますから取消します。保安庁で仕様書を作成した件数これだけでございます。

○岡田宗司君 それは今日頂いた以外のものですね。直ぐこの次までに提出して頂けますか。

○政府委員(加藤陽三君) 出せます。

○山下義信君 私はよく考えたあとで資料を要求しますが、取りあへずここで要求したいと思ふことは、我々に保安庁関係法令とかいつて冊子をもつたのですが、あれを照合するのはちよつと不便に思ひます。この二法案の中に政令とか総理府令とか、いろいろさういふふうな政令、省令に委任する事項があるのです。あれをさういふふうな注文したいのです。各逐条ごとにちよつと編集して頂いて、それで保安

庁のほうです。であるものをそのまま引用されるならそれでいいですから、その政令若しくは省令が非常に条文が多いようなやつは要項だけでもいいです。それから、要項だけでもいいですから、それから簡単なものは全文を、抜粋して頂いて、この二法案の關係の政令を注文の順序に編集して頂くと非常に便利がいいと思ひます。それから、細部は、法律ですから、それは私の言うのは法律、政令、省令等に委任されてある分を法文の順序で一つ要綱若しくはそのものを抜粋して頂いて編集して頂ければ、さうするさういふところ質問しないで済むと思ひます。どうなつておるかといふ細かいことはそれは見せて頂けば、一遍勉強させて頂きますから、これは是非一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

て下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

て下さい。

午後三時十六分休憩

午後七時三十九分開会

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より委員会を再開いたします。

○政府委員(加藤陽三君) 閣下等の私企業等への関与の制限に關する法律案を議題といたします。本法律案につきましては、前回で質疑は終了しておりますので、これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれら、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見がございましたら修正案文の朗読と修正理由の御説明をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○長島銀藏君 修正案を提出いたしましたと思つておるのでございますが、原案におきましては、私企業等への関与の制限を受ける者の範囲を内閣總理大臣、國務大臣、内閣官房長官及び政務次官としたしておりますが、内閣官房長官及び政務次官は國務大臣と比較いたしまして、その内閣における地位及び職務権限が著しく異なつておりますので、これを國務大臣と同一に律する必要はないものと認めまして、ここに本法律案に對し修正を發議する次第であります。修正案は次の通りであります。これを朗読いたします。

國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案に對する修正案

修正案

國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「國務大臣等」を「國務大臣」に改める。

本則中「内閣官房長官及び政務次官」を削る。

以上でございます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御意見ございせんか。ほかに御意見がないうです。から討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案について採決をいたします。先ず討論中

にありました長島君提出の修正案に賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致であります。よつて長島君提出の修正案は可決せられました。

次に以今採決を終りました修正部分を除く法律案全部を議題といたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございます。よつて本法律案は長島君提出の通り修正議決するものと決定をいたしました。なお本會議における委員長報告につきましては前例によつて委員長に御一任願うことに御異議ございせんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは本院に提出します委員長報告には多数意見者の署名を要しますので御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
山下 義信 岡田 宗司
堀 眞琴 井野 碩哉
八木 幸吉 三浦 義男
白波瀬米吉 竹下 豊次
高瀬莊太郎 石原幹市郎
西郷吉之助 植竹 春彦
長島 銀藏

○委員長(小酒井義男君) 承知いたしました。それでは本日はこれにて散会をいたします。

午後七時四十五分散会

第一節 内閣委員会會議録第三十四号

昭和二十九年五月十四日

【參議院】

一三

昭和二十九年五月二十六日印刷

昭和二十九年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局